

事務局：市民生活課国保年金担当

会議の名称	令和7年度第2回韮崎市市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会				
開催日時	令和8年2月12日（木）午後2時00分より				
開催場所	韮崎市役所 別館201会議室				
協議・報告事項	1 韮崎市国民健康保険税の改定について 2 韮崎市国民健康保険の現況について 3 令和7年度韮崎市国民健康保険特別会計の状況について 4 令和8年度韮崎市国民健康保険特別会計当初予算について 5 令和8年度韮崎市国民健康保険事業計画（案）について 6 その他				
出席委員	15名	水川・金丸・樋口（志）・近藤・山本・平賀・樋口（悦）・飯野・猪股・根岸・秋山・窪田・仲澤・井上・長田			
欠席委員	1名	千野			
事務局	5名	市民生活課 課長 清水信 国保年金担当リーダー 横森貴美子 健康づくり課 課長 小中澤淳 健康増進担当リーダー 平賀英和 保健指導担当リーダー 福田望			
公開区分	<input checked="" type="checkbox"/> 公開	<input type="checkbox"/> 一部公開	<input type="checkbox"/> 非公開	傍聴人数	0名
審議概要	1 議事録署名委員の指名 近藤 明美 委員 飯野 直人 委員 2 協議・報告事項 （1）韮崎市国民健康保険税の改定について ○子ども・子育て支援金制度の税率について （2）韮崎市国民健康保険の現況について ○被保険者数、医療費の推移 （3）令和7年度韮崎市国民健康保険特別会計の状況について （4）令和8年度韮崎市国民健康保険特別会計当初予算について （5）令和8年度韮崎市国民健康保険事業計画（案）について （6）その他				
会議録	（議長）それでは早速、協議・報告事項に入らせていただきます。皆さん、進行にご協力をお願いいたします。まず「（1）韮崎市国民健康保険税の改定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。 <事務局> 資料P1～5 説明 （議長）説明が終わりました。皆様からご質問・ご意見がございませうか。 （委員A）3ページの下の方の、18歳以上均等割とは、均等割に100円プラスするということですか。 <事務局> はい。なので、実質均等割額は1,300円ということになります。18歳未満の方の均等割を、18歳以上の方で按分するため、国から、皆様に納税額をお知らせする通知の中では、分けて記載しなさいとされているので、ここでも分けて標記していますが、実質は				

1,300 円になります。

(委員 A) 均等割は 1 人当たりですか。

<事務局> はい。均等割は 1 人当たり、平等割は 1 世帯当たりになります。

(議長) 他にございますか。原案は、県の示す標準税率とほぼ同じになっておりますが。

(委員 B) よく分からないのですが、0.27% というのは何に対してですか。納付金の額から、市が試算した均等割が 1,300 円で、平等割が 800 円ということは分かりましたが、4 ページの表で見ると、所得が 90 万円以下は、均等割も平等割も所得に応じてちょっと低いから、全員一律ではないということでしたが、その所得割 0.27% の意味はどういうことですか。

<事務局> 所得割については、収入ではなく、所得に換算した金額を使います。確定申告されている方はお分かりになると思いますが、申告書の上の段に収入を書き、その下の段に、所得に直した金額を書きますが、その所得の合計額に対しての税率になっております。所得額から、国民健康保険税につきましては、基礎控除 43 万円を差し引いた金額に対して、0.27% をかけるということになっております。

4 ページの表で見ていただくと、1 番左の 43 万円以下の方につきましては、基礎控除で 43 万円を差し引きますので、課税額は 0 になりますので、所得割はかからないということになります。また、給与収入が 125 万円の方は、所得にすると 60 万円になりますが、この 60 万円から基礎控除 43 万円を差し引いた金額に対して、0.27% をかけるということになります。

(議長) 他にご意見ございますか。

(委員 C) 18 歳未満には均等割はかけないということですが、18 歳以上の子どもが大学生のときは、働いていないので、一番お金がかかる世帯なのではないですか。一番大変な時期なのに、負担が増えることになる。

<事務局> これは、国の制度で 18 歳未満の子どもにはかけないという決まりになっていて、確かに大学生が一番お金がかかると私も思っているのですが、市単独でどうにかすることは難しいです。

(委員 C) 4 ページの表で見ると、世帯の年収に応じて、同じ大学生でも安い人もいれば高い人もいるということですね。

仕方ないものかもしれませんが、この世代を何かサポートする制度があってもいいのではないかと思います。

(議長) 他にご意見ございますか。

(委員 B) 3 頁の表は、令和 8 年度の見込みということで、1 人当たり月に 302 円くらいとありますが、2 頁の表をみると、8 年度、9 年度、10 年度と、ちょっとずつ増えていくとなっております。その中で、4 ページの金額は、9 年度 10 年度は、所得割・均等割・平等割のどの部分が増えていくんですか。

<事務局> お答えいたします。基本的には、全てが少しずつ増えると考えています。所得割、均等割、平等割の賦課の割合を、50 : 35 : 10 にする、というのを保って上げていくことになりますので、所得割の率も上がり、均等割額・平等割額の金額も上がることになると思います。

ます。

今回の税率も、令和7年度から見込の額で算定した数字になります。令和8年度に、実際に決算が出たときに、例えばこの1,779万円という、県に支払う納付金の額を大幅に超えているようであれば、令和9年度はあまり上げずにいけるのかなと思いますし、あるいは足りないとなった場合は、もう少し上げ幅を大きくしていくというふうに、9年度、10年度で徐々に納付金の額が上がっていきますので、それに対して集める金額を増やしていかなければならないんですけども、8年度はまずこの税率でやらせていただいて、8年度の決算を見ながら9年度、9年度の決算をみて10年度以降の分を調整させていただければというふうに考えております。

(議長) 被保険者も所得も毎年毎年上下するので、基本的には10年度までは毎年税率改定をするということですね。他にありますか。

(委員D) これは国の制度ですが、この税率は実際にどういうふうに試算をしたのですか。

<事務局>税率の出し方としましては、納付金の額だけで考えると、収納率がありますので、本市の国民健康保険税の収納率は約95%なので、その収納率で割り返した額を、実際の納付金額よりちょっと多めに課税しないと、収納率がありますので、納金額に不足してしまいます。収納率を見込んだ額を見込額として、それを所得割、均等割、平等割の50:35:15に按分して、あとはその額を、令和7年度の皆さんの課税対象所得額、被保険者数、世帯数で割った額で試算をさせていただいています。

令和8年度は恐らく被保険者数や世帯数は今よりも減少していきますが、所得については、所得が高い方が残っていれば高いままですし、低い方が増えれば低くなるので、その辺の変動が、はっきりとは読めないですが、今回は令和7年度の額で試算した税率となっています。

(委員E) 今の、この納付金の額っていうのは、県が指定してくるんですか。

<事務局>そのとおりです。

(委員E) 納付金がいくらだから、それを逆算して計算すると、葦崎の場合は0.27%、1,200円、800円で、どうにかその額に近づくと。で、元の1,700万円という額は県からで、それに基づいて市で計算したということですね。

<事務局>はい、そのとおりです。

(議長) ありがとうございます。令和8年度に課税してみて、余るようだったら、9年度は上げ幅を少なくするということですね。まあ、医療費などもいよいよ急に上がれば、これ以外にも限らず、また税率改定するということです。とりあえず子育てだけ考えると、これだけの金額を上げなければならないということですね。

<事務局>はい。令和6年度に、税率改定をさせていただきましたが、正直まだ国民健康保険の特別会計は赤字になっておりまして、今ある基金を取り崩しながら運営をしているところです。

県内で全市町村の保険税率を今後統一するという動きがありまし

て、その際には県が示す税率にしなければならないんですけども、県が毎年その医療費や所得水準などから、それぞれの市町村に、標準税率はこのくらいだよ、と示しているんですが、韮崎市は今現状それより低い額になっています。

いずれ県内で統一するときに、県が示す税率がどのくらいになるかはまだ分かりませんが、例えばものすごく数字の乖離があると、被保険者の方の負担が一気に上がってしまいますので、県と県内市町村で打ち合わせをしながら、統一するまでにもしかしたら、もう一回税率を上げる必要がでてくるかなと考えております。それを、9年度にするのか、10年度にするのかというのは、まだ未定です。国は、令和12年度には統一しなさいと言ってはいるんですが、今の山梨県の現状だと、ほとんどすり合わせも何もできていない状態で、12年度に完全統一するのは、おそらく難しいと思っております。ですが、いずれ、12年度よりもう少し先になると思いますが、県内の保険税率は統一される予定になっております。

(委員F) 保険税の支払先なんですけど、75歳過ぎると後期高齢者になりますね。75歳未満までは韮崎市の国民健康保険ですから、市の方にお金が入ると思うんです。75歳過ぎると、保険税の収入は県へ入るんですか。

<事務局> 75歳以上は、山梨県後期高齢者医療広域連合というところが運営主体になっておりますので、広域連合の方に保険料が入ります。韮崎市で納付書等をお送りして保険料を集めますが、集めた額は全額広域連合に納めます。また、後期高齢者医療は、韮崎市の保険税率とはまた別に、保険料率と均等割額が決まっております。

(委員F) いくらか韮崎市に入る額はあるんですか。収入の何割か。

<事務局> いえ、全額広域に納めます。

(委員F) まあ、団塊の世代と言われる、私たちの世代は人口が多い。それがだんだん75歳になると、後期の方が潤って、ちょっと市町村は苦しいですね。

<事務局> そうですね、団塊の世代の方が、令和6年度に全て75歳以上になり、後期高齢者の方に移行しましたので、これから先も、被保険者は減っていくとは思うんですが、減り幅は若干緩やかになるのではないかなと思っております。ただ、年々減少を続けておりますので、この先も国保財政については、大変厳しい状況が続くと思っております。

(議長) 他にございますか。それでは、子ども・子育て支援金の税率については、原案のとおりと思う方は挙手をお願いします。

(全委員) 挙手

(議長) はい、挙手多数となりました。よって原案のとおりといたします。

次に、「(2) 韮崎市国民健康保険の現況について」事務局より説明をお願いします。

<事務局> 資料P6～8 説明

(議長) 説明が終わりました。皆様からご質問・ご意見がございますか。

(委員) なし

(議長) それでは「(3) 令和7年度韮崎市国民健康保険特別会計の状況に

ついて」事務局より説明をお願いします。

<事務局> 資料P10～11 説明

(議長)説明が終わりました。皆様からご質問・ご意見がございますか。

(委員D)あの、職員人件費というのは、特別会計から支払うのですか。

<事務局>はい、国保の担当の職員の人件費は、この国保の特別会計から出るんですけども、市の職員ですので、一般会計から全額繰り入れております。

(議長)市の国民健康保険を運営するには、これだけの事務費がかかるんだよ、ということを示しているんですね。市の一般会計から繰り入れるから、税の負担には影響ないですよ。国保として、だいたいのくらいお金がかかったかっていうのが、これが全部で、人件費分は先ほども言ったように、市の財源から出ているということです。他に何かありますか。なければ「(4)令和8年度葦崎市国民健康保険特別会計当初予算について」事務局より説明をお願いします。

<事務局> 資料P12～14 説明

(議長)説明が終わりました。皆様からご質問・ご意見がございますか。

(委員C)本年の6月に医療費の報酬改正が予定されていまして、大幅なアップになるのですが、それは反映されていますか。

<事務局>例年医療費についてはかなり余裕をもった予算で見込んでおりますので、どの程度増えるか何とも言えないのですが、おそらく足りるであろうという見込みでおります。万が一不足しそうであれば、補正で対応させていただく予定です。

(議長)他にございますか。なければ「(5)令和8年度葦崎市国民健康保険事業計画(案)について」事務局より説明をお願いします。

<事務局> 資料P15～23 説明

(議長)事務局の説明は終わりました。皆様からご質問・ご意見がございますか。ないようですので、「(6)その他」について事務局からお願いします。

<事務局>子ども・子育て支援金税率についての答申案の郵送及び回答について説明。

(議長)事務局の説明は終わりました。すぐに送られてくるということなので、ご協力をお願いします。

その他、委員の皆さまから何かございますか。ないようですので、以上で協議事項はすべて終わりました。以上で議長の座を降ろさせていただきます。皆様のご協力に感謝申し上げます。ありがとうございました。